

学校施設開放（スポーツ開放）の利用案内

平成17年4月1日

スポーツ・レクリエーション活動の場を確保するため、学校教育に支障のない範囲内で、町立学校施設を開放しています。

1 団体登録

学校施設を使用するためには、団体登録が必要です。登録できるのは、

- (1) 町内に在住し、在勤し、又は在学するおおむね10人以上の者で構成された団体で、代表者が町内在住の成人のもの
- (2) 営利事業、政治活動、宗教活動を目的としない団体

2 団体登録方法

- (1) スポーツ開放を希望する団体は、松前町施設使用団体登録申請書と団体登録者名簿を教育委員会（松前公園事務所）に提出してください。
- (2) 適格と認められた団体に、松前町施設利用カードを交付します。
- (3) 松前町施設利用カードは、学校施設の使用申込みのときに必要ですので、必ずお持ちください。
- (4) 登録団体は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会（松前公園事務所）に松前町施設使用登録変更申請書を提出してください。

3 使用の申込み

- (1) 使用申請の受付時間
平日8時30分～17時まで。
- (2) 使用申請の受付期間
年間を通し、継続して使用する団体（年間使用団体）は、3か月分まとめて申請することができますので、次の受付期間中に申し込みしてください。

使用期日	受付期間
4月～ 6月分	3月1日～10日まで
7月～ 9月分	6月1日～10日まで
10月～12月分	9月1日～10日まで
1月～ 3月分	12月1日～10日まで

上記申請期間を過ぎた場合は、他団体に施設を開放します。

その他の団体については、使用日の3か月前から7日前まで。

(3) 申込み方法

施設を使用するときは、使用希望学校に教育施設使用許可申請書を提出し、使用許可を受けてください。(学校印が必要となります。)

使用許可を受けたら、松前町施設利用カードを持参の上、教育施設使用許可申請書を教育委員会へ提出してください。

審査し、適当と教育委員会が認めたときは、教育施設使用許可書を交付します。

体育館・武道場を使用する団体には、セキュリティーカード借用証書を提出後、セキュリティーカードを貸し出します。

(4) 申請書の書き方

申請書には、使用の目的(スポーツの種類等)、団体登録番号を記入してください。

使用時間には準備、後始末の時間を含みます。

使用日が5日以上の場合は、別紙「使用日時一覧表」に記入してください。

使用日は、後に変更のないよう各団体で慎重に計画してください。

複数団体で使用する場合、代表団体の責任者が申請を行ってください。

使用時間等の変更があった場合は、速やかに届け出してください。

4 開放期間・時間

学校施設	平日	18:00～21:30
	土・日曜日、祝日	8:00～21:30
	北伊予中学校屋外夜間照明施設は21:00まで	
健康増進センター	平日、土曜日	9:00～21:30
町民グラウンド	日曜日、祝日	
休日	全施設 12月28日～翌年1月4日まで	

5 使用料

施設	区分	基本料金	夜間照明使用料
学校施設	屋外運動場	1時間 500円	1時間 1,500円
	屋内運動場		
	Aコート	1時間 300円	1時間 300円
	Bコート	1時間 300円	1時間 300円
	卓球場	1時間 300円	1時間 300円
	柔道場(岡中・北中)	1時間 300円	1時間 300円
	剣道場(岡中・北中)	1時間 300円	1時間 300円
健康増進センター		1時間 300円	1時間 300円
町民グラウンド	Aグラウンド	1時間 500円	
	Bグラウンド	1時間 500円	

- (1) 使用料は、納入通知書により、納付期限内に指定金融機関で納付してください。
使用料未納及び遅延の場合は、使用を制限または中止します。
- (2) 使用料の減額・免除を希望する団体は、社会教育関係団体登録申請書及び関係書類を提出してください。
- (3) 適格と認めた団体は、施設使用料を減額又は免除することができます。
- (4) 健康増進センター・町民グラウンドは、町外の団体登録者でも使用できます。
ただし、基本料金の5割を加算します。

6 使用許可の変更又は取消し

- (1) 使用者が、許可の変更又は取消しを受けようとするときは、教育施設使用許可変更申請書に使用許可書を添付のうえ、使用日の3日前までに教育委員会に提出し、承認を受けてください。この時必ず学校へも連絡してください。

7 使用料の還付

- (1) 既に納入された使用料は、次に該当する場合を除き、還付しません。
- 天候、その他使用者の責によらない事由により使用できなかったとき。
 - 教育委員会又は学校の都合により、使用を停止又は許可を取り消したとき。

学校施設開放（スポーツ開放）利用心得

平成17年4月1日

- 1 平成16年4月1日から学校敷地内は禁煙です。厳守してください。
- 2 使用日には、使用許可書を必ず携帯し、学校管理者がいる場合は、必ず提示してください。
- 3 使用時間には準備や後片付けの時間を含みます。この時間内に、全てが終了するよう使用時間を厳守してください。
- 4 使用を許可された場所以外には立ち入らないでください。
- 5 幼児・児童同伴者は、特に安全に留意してください。
- 6 体育館を利用される方は、必ず体育館用シューズにはきかえてください。
- 7 翌日にはすぐ児童・生徒が使います。使用後は、必ず整理整頓、清掃、整地（グラウンド）、モップ掛け（体育館）、消灯、施錠を行ってください。
- 8 原則として、施設内での飲食物（スポーツドリンク等は除く）の持ち込みは禁止です。やむを得ない理由により、飲食が伴う場合は、学校長及び教育委員会の許可を得てください。
- 9 ゴミは、必ず持ち帰ってください。
- 10 施設の使用権を他の者へ譲渡したり転貸することはできません。
- 11 施設及び設備器具は大切に取り扱いってください。万一破損したり紛失した場合は、速やかに学校及び教育委員会に報告してください。故意過失によるものは弁償していただきます。

上記のことが守れない団体は、施設の使用を禁止します。